

総 総
令和3年1月8日

各 部 局 長 殿

東北大学総長 大野 英男

行動指針BCPの改訂及びレベル2への引き上げについて

12月以降、学内での感染者確認等が続いており、また1月7日に首都圏の1都3県で緊急事態宣言が発令されたことから、行動指針BCPの一部見直しを行ったうえで、本日1月8日より行動指針をレベル2に引き上げて、対策を強化してまいります。

各部局等においては、レベルに応じた活動とともに、感染拡大防止の徹底をお願いします。

東北大学総務企画部総務課総務第一係
TEL : 022-217-4807
E-mail : gen-som@grp.tohoku.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）【改訂版】

R2.4.7 制定

R2.7.21 改訂

R2.9.8 改訂

R3.1.8 改訂

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業等	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0		通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を許可します。	不要不急の旅行は自粛とします。帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、催事・イベント等を実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。
2	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習の授業科目等で対面での実施が不可欠な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施することができます。	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	原則禁止	感染が広がっている地域へは、自粛とします。	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤と3割程度の在宅勤務を推奨します。
3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、立ち入る研究室関係者は限定し、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	オンライン授業のみ	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	原則として、オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	原則オンライン	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、時差出勤と5割程度の在宅勤務とします。

4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	オンライン授業のみ	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とし、7～8割程度の在宅勤務とします。
5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。

●警戒情報

（警戒情報を逐次記載をします。）

* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

* 海外渡航については、所属部局の担当窓口にご相談ください。

* 各種ガイドライン参照のこと

<研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)

<授業>「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」

・BCP レベル 1・2 における授業実施の取扱い・対応ガイドライン（R3.1/8 通知）

<入試>令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(文部科学省・10/29 改訂)

<課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)

<ボランティア活動>東北大学ボランティア活動ガイドライン(8/5 通知)

<寮>学生寄宿舎新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン（6/26 通知）

<催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)

<図書館>附属図書館・図書室の開館（室）状況

(参考：見え消し版)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）【改訂版】

R2.4.7 制定

R2.7.21 改訂

R2.9.8 改訂

R3.1.8 改訂

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業等 （講義・演習・実習）	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0	世界で感染が収束	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を許可します。	不要不急の旅行は自粛とします。帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、催事・イベント等を実施できません。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。
2	国内で感染が認められ、かつ国から一定の行動制限等をうける。国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。 定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習の授業科目等で対面での授業実施が不可欠な場合はのみ、十分な感染防止対策を施した上で、対面により授業を実施することができます。	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。は、業務上やむを得ない場合で、部長の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	原則全面禁止	感染が広がっている地域へは、自粛とします。	原則オンライン ただし、小規模（参加者50人以下）かつ催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤と3割程度の在宅勤務を推奨します。

3	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令。国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、立ち入る研究室関係者は限定し、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	オンライン授業のみ	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	原則として、オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	原則オンライン	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、時差出勤と5割程度の在宅勤務とします。
4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している。複数の感染者が発生又は、国から宮城県に緊急事態宣言が発令。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	オンライン授業のみ	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とし、7～8割程度の在宅勤務とします。
5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。

●警戒情報

(警戒情報を逐次記載をします。)

* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

* 海外渡航については、所属部局の担当窓口にご相談ください。

* 各種ガイドライン参照のこと

<研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)

<授業>「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」

[・BCPレベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドライン \(R3.1/8 通知\)](#)

<入試>[令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン\(文部科学省・10/29 改訂\)](#) [BCPレベル1における対面による大学院入試実施ガイドライン\(6/26 通知\)](#)

<課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知) Step4 への移行

<ボランティア活動>東北大学ボランティア活動ガイドライン(8/5 通知)

<寮>学生寄宿舍新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン (6/26 通知)

<催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)

<図書館>[附属図書館・図書室の開館\(室\)状況](#)[附属図書館サービス再開ロードマップ \(9/17 改訂\)](#)